

基本計画（商業登記等）に係る論点  
(第2検討チーム（2月15日）の議論を踏まえて)

## 1. 24時間以内の処理実現（役員変更登記等）

役員変更登記等は、中小企業を含む大多数の法人が定期的に行うものであるため、迅速な処理が望まれる（仮に法人設立登記を優先的に迅速処理する一方で、他の登記を劣後させるという趣旨であれば、多数の法人にマイナスの影響が出かねない）。

前回の当検討チーム（2月15日）において、貴省からは「業務の徹底的な電子化」を方針とされているとの回答を得ているところもあるが、役員変更登記等は、既に24時間以内の処理を目指すこととした設立登記に比べて確認事項が少なく、より迅速な処理が可能と考えられる。

日本経済再生本部の下に設置されている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会でも設立登記について同様の議論がされているが、内閣官房IT総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、役員変更登記等についても事務処理の自動化を導入し、24時間以内の処理を目指すべきではないか。

## 2. 電子化・オンライン化の推進

### (1) 本人確認手続の簡素化

内閣官房IT総合戦略室に聴取したところ、電子署名を用いなくても、セキュリティに配慮したID・パスワード方式が技術的に可能と聞いている。内閣官房IT総合戦略室が3月末に示す予定のデジタル社会における本人確認方法見直しガイドラインを踏まえて、同室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、商業登記においても、ID・パスワード方式を検討されたい。

### (2) 添付書類ゼロ

入札・契約（物品・役務）の簡素化（①申請書記載事項への一本化、②バックヤード連携、③入手可能な公開情報は改めて求めない（財務諸表）等）における「添付情報ゼロ」を参考に、添付書類の削減に向けて検討すべきである。

例えば、死亡（既に行政機関が保有する情報）による役員変更届は、バックヤード連携があれば不要ではないか。また、株主リストは、例えば、公開会社等においては電子開示システム（E D I N E T）における有価証券報告書上の「主要株主の状況」等として入手可能ではないか。

### (3) オンライン申請率

本人申請のオンライン申請率がほぼ0%である原因を分析されたい（大量に申請を行うことのない法人本人にとって、登記・供託オンライン申請システムの使い勝手が悪くないか等）。

また、オンライン申請率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい（3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい）。

※2017年10月の値は、法務省提出資料（平成30年2月15日第2検討チーム 資料2）による。

（別添1参照）

#### 【代理人申請】

	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (●年●月)
法人設立登記	92.2%	●%	●%
役員変更登記	81.9%	●%	●%

#### 【本人申請】

	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (●年●月)
法人設立登記	0.0%	●%	●%
役員変更登記	1.1%	●%	●%

### (4) 補正率

補正率が高い（代理人申請でも1割超、本人申請では2～3割）が補正を受けている原因を分析されたい。また、補正率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい（3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい）。

※2017年10月の値は、法務省提出資料（平成30年2月15日第2検討チーム 資料2）による。

（別添1参照）

#### 【代理人申請】

	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (●年●月)
法人設立登記	14.1%	●%	●%
役員変更登記	13.2%	●%	●%

#### 【本人申請】

	本人申請	2020年3月	将来的な目標 (●年●月)
法人設立登記	23.5%	●%	●%
役員変更登記	31.9%	●%	●%

## (5) 電子公告

低コストかつ安全（改ざん防止及びセキュリティ）な方法で、電子公告を行う方法について、内閣官房 I T 総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、検討いただきたい。

### **3. コスト計測について**

「行政手続部会とりまとめ」の考え方従い、「行政内部の処理時間」を含めず、「事業者の作業時間」を記載頂きたい。具体的な方法については、入札・契約における総務省の取組（別添2）を参照のこと。

### **4. その他**

商業登記電子証明書の累計発行数について、前回の当検討チームにおいて累計約 90 万件とのご報告をいただいた。他方で、証明書の有効期間は最長 27 か月であることから、平成 30 年 3 月時点で有効なものは最大でも 25 万件程度と推測される。平成 30 年 3 月時点で有効な商業登記電子証明書の数について、法務省で把握している直近の値をお示しいただきたい。（別添3参照）

## ○株式会社の設立の登記

株式会社の設立の登記 基準日 平成29年10月2日

	申請件数 (件)	うち 補正件数 (件)	うち オンライン件数 (件)	率 (%)	平均作業時間 (日)	うち 登記所の作業時間 (日)
全体件数	260	43	177	68.1%	15.8	4.7
補正無し	217		153	70.5%	15.7	4.4
補正有り	43		24	55.8%	16.0	5.7
【内訳】						
資格者代理人	192	27	177	92.2%	15.7	4.7
補正無し	165		153	92.7%	15.8	4.4
補正有り	27		24	88.9%	14.6	6.0
本人申請等	68	16	0	0.0%	16.1	4.6
補正無し	52		0	0.0%	15.4	4.4
補正有り	16		0	0.0%	18.4	5.3

○調査対象

平成29年10月2日(月)、東京法務局、大阪法務局、名古屋法務局、広島法務局、横浜地方法務局及び京都地方法務局(いずれも本局)に申請された株式会社の設立の登記

○平均作業時間

定款認証日から登記が完了するまでの日数に、登記事項証明書の取得に要する日(1日)と関係機関へ提出する日(1日)を加えたもの(土日祝日を含む。)

○うち登記所の作業期間

平均作業時間のうち、登記所に申請してから登記が完了するまでの期間(土日祝日を除く。)

## ○株式会社の役員変更の登記

株式会社の役員変更の登記 基準日 平成29年10月2日

	申請件数 (件)	うち 補正件数 (件)	うち オンライン件数 (件)	率 (%)	平均作業時間 (日)	うち 登記所の作業時間 (日)
全体件数	896	153	584	65.2%	14.8	4.9
補正無し	743		511	68.8%	14.1	4.5
補正有り	153		73	47.7%	18.1	6.7
【内訳】						
資格者代理人	711	94	582	81.9%	14.6	4.8
補正無し	617		511	82.8%	14.1	4.5
補正有り	94		71	75.5%	18.2	6.6
本人申請等	185	59	2	1.1%	15.2	5.2
補正無し	126		0	0.0%	14.0	4.4
補正有り	59		2	3.4%	17.9	6.8

○調査対象

平成29年10月2日(月)、東京法務局、大阪法務局、名古屋法務局、広島法務局、横浜地方法務局及び京都地方法務局(いずれも本局)に申請された株式会社の役員変更の登記

○平均作業時間

登記義務発生日から登記が完了するまでの日数に、登記事項証明書の取得に要する日(1日)と関係機関へ提出する日(1日)を加えたもの(土日祝日を含む。)

ただし、登記義務発生日から2週間以上経過し、登記懈怠となっている申請(平成29年9月15日以前の登記義務発生)については、一律、平成29年9月16日を登記義務発生日として計上した。

○うち登記所の作業期間

平均作業時間のうち、登記所に申請してから登記が完了するまでの期間(土日祝日を除く。)

## 入札・契約（物品・役務）におけるコスト計測の取組

(3月9日行政手続部会(第7回) 資料1-2抜粋)

### 3. 添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減(暫定的な試算)

- 競争参加資格申請手続に係る所要時間について、本年2月に実施したアンケート結果※1を踏まえ、添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減を暫定的に試算

※1 対象：大企業、中小企業等の競争参加資格有資格者(45社)

#### 1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間※2

① インターネット申請	67分	②紙(郵送又は持参)申請	218分
-------------	-----	--------------	------

※2 申請書様式取得(インターネット又は窓口)、申請書作成(パソコン入力又は手書き)、書類提出(インターネット、郵送又は持参)の合計。

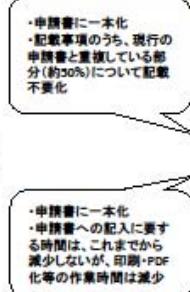
#### 2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間、添付書類の削減に伴う平均所要時間の削減率

【添付書類の取得・作成に係る平均所要時間※3】 (営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化)

添付書類	平均所要時間
① 登記事項証明書(写し)	96分
② 納税証明書(写し)	96分
③ 営業経歴書	41分
④ 誓約書及び役員等名簿	39分
⑤ 財務諸表等	49分
計	321分

【平成31年度】

(営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化)



削減時間	削減後の所要時間
① 96分	① 96分
② 96分	② 96分
③ 25分	③ 16分
④ 9分	④ 30分
	⑤ 49分
	計 287分

(A-B)/A → 10. 6%削減

【平成32年度以降】 (登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化)

削減時間	削減後の所要時間
① 96分	① 0分
② 96分	② 0分
	③ 16分
	④ 30分
	⑤ 49分
	計 95分

(A-C)/A → 70. 4%削減

※3 書類取得のための役所までの往復時間、役所での手続時間、書類本体の作成時間の合計。インターネット申請及び紙申請の全体平均。

電子認証利用件数と商業登記電子証明書の証明期間  
(法務省提出資料)

	暦年発行件数
平成 12 年	10
平成 13 年	66
平成 14 年	152
平成 15 年	810
平成 16 年	10,104
平成 17 年	18,282
平成 18 年	34,988
平成 19 年	50,001
平成 20 年	64,425
平成 21 年	65,932

平成 22 年	67,475
平成 23 年	72,359
平成 24 年	76,643
平成 25 年	79,056
平成 26 年	83,641
平成 27 年	94,390
平成 28 年	108,756
平成 29 年	125,197
合計	952,287

商業登記電子証明書の有効期間は最長 27 か月であり、平成 30 年 3 月時点での有効なものは平成 28 年、29 年に発行されたものと、平成 27 年に発行されたものの一部となる。